

高齢者虐待防止のための指針

訪問看護ステーション きづ川はろー
居宅介護支援事業所 きづ川はろー

1・基本的な考え方

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本方針に従い、業務にあたることとする。

2・虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みをあたえる又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレスト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの放棄又は放任し、利用者の生活環境や 身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3・虐待防止に係る検討委員会の設置

(1) 本事業所は、虐待防止及び早期発見への組織的対策を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設定するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める事とする。

(2) 委員会委員長「崎谷 小織」が務める。

(3) 委員会の委員は、訪問看護師 居宅介護支援専門員 とする。居宅支援事業所きづ川はろーの担当者として管理者「木村 智得」が務める。

(4) 委員会は年1回以上委員長の招集により開催する。

(5) 委員会での審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範及び職員への周知に関すること。
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
- ⑤ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4・虐待防止のために職員研修に関する基本指針

(1) 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

(2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。

(3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに担当介護支援専門員や市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等に協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6・虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は本指針に従って対応することとする。

(2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかに解決に繋げるように努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

7・成年後見制度の利用支援

(1) 利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8・その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のために内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

9・ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、事業所内ですべての職員及び利用者や家族が閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公開する。

附則

この指針は令和4年4月1日より施行する。

令和5年10月1日より一部改訂の上施行する。
令和6年3月1日より一部改訂の上施行する。
令和6年12月1日より一部改訂の上施行する。